

令和2年度税制改正に関する要望

令和元年11月7日

全国町村議会議長会

令和 2 年度税制改正に関する要望

令和元年 11 月 7 日
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- 2 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 3 地方税は、地域偏在性の少ない税目構成とすること。
- 4 幼児教育の無償化や待機児童の解消など社会保障施策を実施するための財源を確実に確保すること。
- 5 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その充実・確保を前提として検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- 6 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
なお、平成 30 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。
- 7 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

- 8 自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。
- 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- 10 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 11 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 12 航空機燃料譲与税については、空港関係町村における航空機の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっていることから、令和2年3月末までの特例措置の延長等、町村に減収が生じることのないようにすること。
- 13 法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していることや、現時点では競争環境が必ずしも十分に整っていないこと、また、都道府県的大幅な税収減となった場合、市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながること等を踏まえ、同制度を堅持すること。